

令和4年

# 市議会11月定例会議案

令和4年11月16日提出

掛川市



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第118号	令和4年度掛川市一般会計補正予算（第9号）について	5
議案第119号	令和4年度掛川市一般会計補正予算（第10号）について	27
議案第120号	令和4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	33
議案第121号	令和4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について	37
議案第122号	令和4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	41
議案第123号	令和4年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第1号）について	45
議案第124号	令和4年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について	49
議案第125号	令和4年度掛川市水道事業会計補正予算（第2号）について	59
議案第126号	令和4年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	61
議案第127号	令和4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について	71
議案第128号	令和4年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について	73
議案第129号	令和4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）について	75
議案第130号	掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	77
議案第131号	掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	91
議案第132号	掛川市職員の定年等に関する条例の一部改正について	95
議案第133号	掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	111
議案第134号	掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	147
議案第135号	掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について	151
議案第136号	掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について	155
議案第137号	掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について	159
議案第138号	掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	173
議案第139号	掛川市税条例の一部改正について	179
議案第140号	掛川市介護保険条例の一部改正について	183
議案第141号	市道掛川高瀬線道路改良工事変更請負契約の締結について	185
議案第142号	字の区域の変更について（板沢地区）	187
議案第143号	字の区域の変更について（高瀬地区）	191
議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について（22世紀の丘公園）	197



令和4年度掛川市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度掛川市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ247,407千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,898,549千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 8,986,865	千円 221,651	千円 9,208,516
	2 国庫補助金	4,971,397	221,651	5,193,048
19 繰入金		1,755,022	25,756	1,780,778
	1 基金繰入金	1,331,401	25,756	1,357,157
歳入合計		54,651,142	247,407	54,898,549

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,015,002	千円 165,471	千円 6,180,473
	1 総務管理費	5,072,221	165,471	5,237,692
3 民生費		18,398,784	35,896	18,434,680
	1 社会福祉費	7,914,782	27,132	7,941,914
	2 児童福祉費	9,706,241	8,764	9,715,005
6 農林水産業費		1,399,975	46,040	1,446,015
	1 農業費	367,892	46,040	413,932
10 教育費		5,997,246	0	5,997,246
	6 保健体育費	1,808,250	0	1,808,250
歳 出 合 計		54,651,142	247,407	54,898,549

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,744,894	38.0		20,744,894	37.8
2 地方譲与税	571,000	1.0		571,000	1.0
3 利子割交付金	12,000	0.0		12,000	0.0
4 配当割交付金	109,000	0.2		109,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	148,000	0.3		148,000	0.3
6 法人事業税交付金	323,000	0.6		323,000	0.6
7 地方消費税交付金	2,722,000	5.0		2,722,000	5.0
8 ゴルフ場利用税交付金	78,000	0.1		78,000	0.1
9 環境性能割交付金	89,000	0.2		89,000	0.2
10 地方特例交付金	152,615	0.3		152,615	0.3
11 地方交付税	4,093,469	7.5		4,093,469	7.5
12 交通安全対策特別交付金	25,000	0.1		25,000	0.0
13 分担金及び負担金	182,349	0.3		182,349	0.3
14 使用料及び手数料	538,077	1.0		538,077	1.0
15 国庫支出金	8,986,865	16.4	221,651	9,208,516	16.8
16 県支出金	4,000,619	7.3		4,000,619	7.3
17 財産収入	68,865	0.1		68,865	0.1
18 寄附金	1,043,640	1.9		1,043,640	1.9
19 繰入金	1,755,022	3.2	25,756	1,780,778	3.2
20 繰越金	2,229,706	4.1		2,229,706	4.1
21 諸収入	2,823,121	5.2		2,823,121	5.1
22 市債	3,954,900	7.2		3,954,900	7.2
歳入合計	54,651,142	100.0	247,407	54,898,549	100.0







(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
269,978	0.5				
6,180,473	11.3	146,371			19,100
18,434,680	33.6	31,752			4,144
5,931,747	10.8				
1,556,469	2.8				
1,446,015	2.6	40,726			5,314
1,993,566	3.6				
5,110,956	9.3				
1,533,381	2.8				
5,997,246	10.9	2,802			△2,802
1,171,096	2.1				
5,235,671	9.6				
37,271	0.1				
54,898,549	100.0	221,651			25,756

## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金

### 2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	補正前 641,887 補正額 221,651 計 863,538	1 新型コロナウイルス 感染症対応地方 創生臨時交付金	221,651
計	補正前 4,971,397 補正額 221,651 計 5,193,048		

(単位：千円)

説	明	備 考
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 既決予算額 641,887      補正後予算額 863,538 863,538×10/10	221,651	

## 19款 繰入金

## 1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 1,331,401 補正額 25,756 計 1,357,157	1 基金繰入金	25,756
計	補正前 1,331,401 補正額 25,756 計 1,357,157		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 796,794      補正後予算額 822,550 25,756	

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
31 公共交通対策費	補正前	国県支出金	11 役務費	18
	274,203	35,182		
	補正額	一般財源	18 負担金補助及び交 付金	39,755
	39,773	4,591		
計	313,976			
33 地域振興推進費	補正前	国県支出金	10 需用費	300
	2,696	111,189		
	補正額	一般財源	11 役務費	231
	125,698	14,509	18 負担金補助及び交 付金	990
	計	128,394	27 繰出金	124,177
計	5,072,221	国県支出金		
補正額	165,471	一般財源		
計	5,237,692			



(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 バス交通等対策事業費 39,773</p> <p>既決予算額 227,616      補正後予算額 267,389</p> <p>物価高騰対策輸送事業維持確保支援金 39,755 (追加)</p>	
<p>1 物価高騰対策市民生活等支援事業費 125,698</p> <p>追加</p> <p>物価高騰対策市民生活等支援給付金 990</p> <p>水道事業会計繰出金 123,500</p> <p>簡易水道事業会計繰出金 677</p>	

2 款 総務費

## 3款 民生費

## 1項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
8 障がい者支援団体等支援費	補正前	国県支出金	18 負担金補助及び交付金	7,336
	12,569	6,489		
	補正額	一般財源		
	7,336	847		
計	19,905			
13 介護保険推進事業費	補正前	国県支出金	18 負担金補助及び交付金	19,796
	97,603	17,511		
	補正額	一般財源		
	19,796	2,285		
計	117,399			
計	補正前	国県支出金		
	7,914,782	24,000		
	補正額	一般財源		
	27,132	3,132		
計	7,941,914			

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
13 保育サービス推進支援費	補正前	国県支出金	18 負担金補助及び交付金	8,764
	3,321,318	7,752		
	補正額	一般財源		
	8,764	1,012		
計	3,330,082			

(単位：千円)

説	明	備	考
1 福祉施設等運営費等助成費	7,336		
既決予算額 7,798	補正後予算額 15,134		
福祉施設物価高騰対策支援給付金	7,336 (追加)		
1 介護保険事業所等支援事業費	19,796		
追加			
介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金	19,796		

(単位：千円)

説	明	備	考
1 私立保育園等運営費	8,764		
既決予算額 2,494,067	補正後予算額 2,502,831		
保育所等物価高騰対策支援給付金	8,764 (追加)		

3 款 民生費

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	9,706,241	7,752		
	補正額	一般財源		
	8,764	1,012		
計	9,715,005			

(単位：千円)

説 明	備 考

## 6款 農林水産業費

## 1項 農業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 農産物生産対策費	補正前	国県支出金	10 需用費	10
	28,643	40,726	11 役務費	116
	補正額	一般財源	18 負担金補助及び交 付金	45,914
	46,040	5,314		
計	74,683			
計	補正前	国県支出金		
	367,892	40,726		
	補正額	一般財源		
	46,040	5,314		
計	413,932			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 農業団体等支援費 46,040</p> <p>既決予算額 4,518      補正後予算額 50,558</p> <p>    肥料価格高騰対策事業費補助金 45,914 (追加)</p>	

## 10款 教育費

## 6項 保健体育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 学校給食運営費	補正前	国県支出金		
	1,439,810	2,802		
	補正額	一般財源		
	0	△2,802		
計	1,439,810			
計	補正前	国県支出金		
	1,808,250	2,802		
	補正額	一般財源		
	0	△2,802		
計	1,808,250			



(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	



令和4年度掛川市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度掛川市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ605,862千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,504,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 9,208,516	千円 20,274	千円 9,228,790
	1 国庫負担金	3,944,295	1,985	3,946,280
	2 国庫補助金	5,193,048	18,289	5,211,337
16 県支出金		4,000,619	13,750	4,014,369
	1 県負担金	2,138,188	538	2,138,726
	2 県補助金	1,642,374	13,212	1,655,586
18 寄附金		1,043,640	200,000	1,243,640
	1 寄附金	1,043,640	200,000	1,243,640
19 繰入金		1,780,778	309,977	2,090,755
	1 基金繰入金	1,357,157	309,977	1,667,134
21 諸収入		2,823,121	9,861	2,832,982
	4 雑入	1,251,508	9,861	1,261,369
22 市債		3,954,900	52,000	4,006,900
	1 市債	3,954,900	52,000	4,006,900
歳入合計		54,898,549	605,862	55,504,411

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 269,978	千円 6,381	千円 276,359
	1 議会費	269,978	6,381	276,359
2 総務費		6,180,473	97,992	6,278,465
	1 総務管理費	5,237,692	87,122	5,324,814
	2 賦課徴収費	547,044	1,316	548,360
	3 戸籍住民基本台帳費	298,100	9,061	307,161
	4 選挙費	56,209	△1,140	55,069
	5 統計調査費	7,283	1,055	8,338
	6 監査委員費	34,145	578	34,723
3 民生費		18,434,680	79,234	18,513,914
	1 社会福祉費	7,941,914	25,412	7,967,326
	2 児童福祉費	9,715,005	50,626	9,765,631
	3 生活保護費	760,565	3,196	763,761
4 衛生費		5,931,747	34,811	5,966,558
	1 保健費	3,357,490	21,626	3,379,116
	2 衛生費	304,404	△1,812	302,592
	3 清掃費	2,269,853	14,997	2,284,850
6 農林水産業費		1,446,015	10,632	1,456,647
	1 農業費	413,932	△4,076	409,856
	2 農地費	825,769	10,241	836,010
	3 林業費	206,277	4,467	210,744
7 商工費		1,993,566	115,371	2,108,937
	1 商工費	1,993,566	115,371	2,108,937
8 土木費		5,110,956	131,591	5,242,547
	1 土木管理費	307,724	23,987	331,711
	3 河川費	896,550	52,000	948,550

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	1,982,721	56,084	2,038,805
	5 住宅費	320,015	△480	319,535
9 消防費		1,533,381	23,387	1,556,768
	1 消防費	1,533,381	23,387	1,556,768
10 教育費		5,997,246	106,463	6,103,709
	1 教育総務費	301,501	△16,762	284,739
	2 小学校費	966,590	58,552	1,025,142
	3 中学校費	427,731	48,431	476,162
	4 幼稚園費	1,401,218	△26,331	1,374,887
	5 社会教育費	1,091,956	13,910	1,105,866
	6 保健体育費	1,808,250	28,663	1,836,913
歳 出 合 計		54,898,549	605,862	55,504,411

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
基幹系第二共通基盤機器リース料	自 令和 4 年度 至 令和 10 年度	157,256
基幹系重要情報バックアップシステムリース料	自 令和 4 年度 至 令和 10 年度	26,460
基幹系重要データバックアップサービス利用料	自 令和 4 年度 至 令和 10 年度	19,800
海岸防災林整備工事	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	130,000

第3表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債 (52,000 増)	海岸防災林強化事業 (52,000 増)	634,900	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
		686,900			
合 計 (52,000 増)		3,954,900			
		4,006,900			



令和4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,555千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,037,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		千円 1,039,005	千円 8,555	千円 1,047,560
	1 一般会計繰入金	776,005	8,555	784,560
歳 入 合 計		12,029,354	8,555	12,037,909

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 154,345	千円 8,550	千円 162,895
	1 総務管理費	106,760	10,867	117,627
	2 徴税費	43,982	△2,317	41,665
5 保健事業費		132,127	5	132,132
	1 保健事業費	132,127	5	132,132
歳 出 合 計		12,029,354	8,555	12,037,909



議案第121号

令和4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ589千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,445,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 321,632	千円 △589	千円 321,043
	1 一般会計繰入金	321,632	△589	321,043
歳入合計		1,445,797	△589	1,445,208

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 32,731	千円 △1,183	千円 31,548
	1 総務管理費	29,273	△1,183	28,090
3 保健事業費		52,971	594	53,565
	1 保健事業費	52,971	594	53,565
歳 出 合 計		1,445,797	△589	1,445,208





令和4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,524,575千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 分担金及び負担金		千円 27,609	千円 △25	千円 27,584
	1 負担金	27,609	△25	27,584
7 繰入金		1,763,126	4,462	1,767,588
	1 一般会計繰入金	1,577,189	5,737	1,582,926
	2 基金繰入金	185,937	△1,275	184,662
歳 入 合 計		10,520,138	4,437	10,524,575

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 206,589	千円 △212	千円 206,377
	1 総務管理費	52,163	115	52,278
	2 徴収費	12,473	37	12,510
	3 介護認定審査会費	141,953	△364	141,589
2 保険給付費		10,029,463	4,649	10,034,112
	2 地域支援事業費	428,827	4,649	433,476
歳 出 合 計		10,520,138	4,437	10,524,575



議案第123号

令和4年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第1号）

令和4年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,315千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 11,000	千円 1,580	千円 12,580
	1 基金繰入金	11,000	1,580	12,580
歳入合計		106,735	1,580	108,315

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駅周辺施設管理費		千円 106,162	千円 1,580	千円 107,742
	1 駅周辺施設管理費	106,162	1,580	107,742
歳 出 合 計		106,735	1,580	108,315





令和4年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）

令和4年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和4年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	3,158,060千円	123,500千円	3,281,560千円
第3項 特別利益	3千円	123,500千円	123,503千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	3,011,108千円	123,500千円	3,134,608千円
第1項 営業費用	2,886,219千円	4,500千円	2,890,719千円
第3項 特別損失	11千円	119,000千円	119,011千円

第2条 予算第10条本文中「緊急地震・津波対策事業」の次に「及び物価高騰に伴う支援事業」を加え、「20,619千円」を「144,119千円」に改める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇



令和4年度掛川市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 水道事業収益			3,158,060	123,500	3,281,560
	03 特別利益		3	123,500	123,503
		03 その他特別利益	1	123,500	123,501

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 水道事業費用			3,011,108	123,500	3,134,608
	01 営業費用		2,886,219	4,500	2,890,719
		04 総係費	222,761	4,500	227,261
	03 特別損失		11	119,000	119,011
		03 その他特別損失	0	119,000	119,000

令和4年度掛川市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	76,682
減価償却費	884,917
固定資産除却費	30,000
退職給付引当金の増減額(△は減少)	4,332
賞与引当金の増減額(△は減少)	186
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	△ 21
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 429
長期前受金戻入額	△ 245,020
受取利息及び受取配当金	△ 500
支払利息	72,378
未収金の増減額(△は増加)	366
未払金の増減額(△は減少)	8,765
たな卸資産の増減額(△は増加)	124
前払金の増減額(△は増加)	46,640
現金収入を伴わない雑収益	△ 15,276
小計	863,144
利息及び配当金の受取額	500
利息の支払額	△ 72,378
業務活動によるキャッシュ・フロー	791,266
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,402,846
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	70,291
他会計からの補助金による収入	20,955
工事負担金による収入	72,450
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,239,148
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	200,000
一時借入金の返済による支出	△ 200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 233,833
財務活動によるキャッシュ・フロー	266,167
4 資金増加額(又は減少額)	△ 181,715
5 資金期首残高	2,265,241
6 資金期末残高	2,083,526



令和4年度掛川市水道事業予定貸借対照表

令和5年3月31日

(単位 円)

科 目	既決予定貸借対照表		補正予定貸借対照表		計	
資産の部						
1 固定資産						
(1) 有形固定資産						
ア 土地		547,781,328		△365		547,780,963
イ 建物	546,170,835		0		546,170,835	
減価償却累計額	△ 372,967,992	173,202,843	27	27	△ 372,967,965	173,202,870
ウ 構築物	40,011,078,321		△167,083,628		39,843,994,693	
減価償却累計額	△ 19,088,700,131	20,922,378,190	33,916,392	△133,167,236	△ 19,054,783,739	20,789,210,954
エ 機械及び装置	3,359,721,855		150,075,838		3,509,797,693	
減価償却累計額	△ 2,685,599,145	674,122,710	29,248,303	179,324,141	△ 2,656,350,842	853,446,851
オ 量水器	171,784,134		△2,197,252		169,586,882	
減価償却累計額	△ 89,523,635	82,260,499	392,957	△1,804,295	△ 89,130,678	80,456,204
カ 車両運搬具	33,362,264		△4,229,343		29,132,921	
減価償却累計額	△ 24,074,776	9,287,488	5,439,737	1,210,394	△ 18,635,039	10,497,882
キ 工具器具及び備品	132,162,711		△401,377		131,761,334	
減価償却累計額	△ 118,784,832	13,377,879	330,940	△70,437	△ 118,453,892	13,307,442
ク 建設仮勘定		196,844,558		△115,844,685		80,999,873
有形固定資産合計		22,619,255,495		△70,352,456		22,548,903,039
(2) 無形固定資産						
ア 電話加入権	107,300		0		107,300	
無形固定資産合計		107,300		0		107,300
固定資産合計		22,619,362,795		△70,352,456		22,549,010,339
2 流動資産						
(1) 現金預金		1,984,520,752		99,005,355		2,083,526,107
(2) 未収金	195,898,750		△78,195,245		117,703,505	
貸倒引当金	△ 9,872,185	186,026,565	455,418	△77,739,827	△ 9,416,767	108,286,738
(3) 貯蔵品		15,089,248		△87,570		15,001,678
(4) 前払金		0		140,800,000		140,800,000
流動資産合計		2,185,636,565		161,977,958		2,347,614,523
資産合計		24,804,999,360		91,625,502		24,896,624,862

(単位 円)

科 目	既決予定貸借対照表	補正予定貸借対照表	計
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債	4,695,043,798	0	4,695,043,798
(2) 引当金			
ア 退職給付引当金	127,544,793	△2,046,544	125,498,249
引当金合計	127,544,793	△2,046,544	125,498,249
固定負債合計	4,822,588,591	△2,046,544	4,820,542,047
4 流動負債			
(1) 企業債	239,219,772	1,386	239,221,158
(2) 未払金	436,226,050	△15,589,699	420,636,351
(3) 引当金			
ア 賞与引当金	10,709,000	0	10,709,000
イ 法定福利費引当金	2,028,000	0	2,028,000
引当金合計	12,737,000	0	12,737,000
(4) 預り金	146,876	19,906	166,782
流動負債合計	688,329,698	△15,568,407	672,761,291
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
ア 国庫補助金	1,516,716,875	1,099,995	1,517,816,870
収益化累計額	△ 659,192,272	857,524,603	344,376
イ 県補助金	338,816,551	△479,478	338,337,073
収益化累計額	△ 224,849,581	113,966,970	344,858
ウ 工事負担金	6,376,288,214	△95,764,758	6,280,523,456
収益化累計額	△ 3,431,302,147	2,944,986,067	11,525,967
エ 受贈財産評価額	3,817,272,623	3,291,961	3,820,564,584
収益化累計額	△ 2,080,733,072	1,736,539,551	1,966,692
オ 他会計補助金	780,232,776	70,030	780,302,806
収益化累計額	△ 706,406,555	73,826,221	△807,022
長期前受金合計	5,726,843,412	△78,407,379	5,648,436,033
繰延収益合計	5,726,843,412	△78,407,379	5,648,436,033
負債合計	11,237,761,701	△96,022,330	11,141,739,371
資本の部			
6 資本金			
(1) 資本金	12,529,510,722	0	12,529,510,722
資本金合計	12,529,510,722	0	12,529,510,722
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 受贈財産評価額	180,913,457	0	180,913,457
イ 他会計補助金	1,548,301	0	1,548,301
資本剰余金合計	182,461,758	0	182,461,758
(2) 利益剰余金			
ア 建設改良積立金	680,000,000	10,000,000	690,000,000
イ 当年度未処分利益剰余金	175,265,179	177,647,832	352,913,011
利益剰余金合計	855,265,179	187,647,832	1,042,913,011
剰余金合計	1,037,726,937	187,647,832	1,225,374,769
資本合計	13,567,237,659	187,647,832	13,754,885,491
負債資本合計	24,804,999,360	91,625,502	24,896,624,862

令和4年度掛川市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 水道事業収益		3,158,060	123,500	3,281,560
03 特別利益		3	123,500	123,503
	03 その他特別利益	1	123,500	123,501

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 水道事業費用		3,011,108	123,500	3,134,608
01 営業費用		2,886,219	4,500	2,890,719
	04 総係費	222,761	4,500	227,261
03 特別損失		11	119,000	119,011
	03 その他特別損失	0	119,000	119,000



(単位 千円)

内 訳		説 明
節	金 額	
01 その他特別利益	123,500	123,501 (123,500増)

(単位 千円)

内 訳		説 明
節	金 額	
19 委託費	4,500	86,962 ( 4,500増)
73 その他特別損失	119,000	119,000 (119,000増)



議案第125号

令和4年度掛川市水道事業会計補正予算（第2号）

令和4年度掛川市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和4年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,281,560千円	404千円	3,281,964千円
第2項 営業外収益	317,696千円	404千円	318,100千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	3,134,608千円	8,725千円	3,143,333千円
第1項 営業費用	2,890,719千円	8,725千円	2,899,444千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,108,302千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,111,413千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額135,321千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額135,320千円」に、「過年度分損益勘定留保資金772,981千円」を「過年度分損益勘定留保資金776,093千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	1,776,708千円	3,111千円	1,779,819千円
第1項 建設改良費	1,538,166千円	3,111千円	1,541,277千円

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	期 間	限 度 額
配水施設関連事業 原谷配水池改修工事	令和4年度から 令和5年度まで	420,000千円
一般配水管改良事業 配水管布設替に伴う設計業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	15,000千円
一般配水管改良事業 配水管布設替工事	令和4年度から 令和5年度まで	120,000千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(補正前予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	177,797千円	△5,445千円	172,352千円

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇



令和4年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

令和4年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和4年度掛川市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 水道事業収益	19,492千円	677千円	20,169千円
第3項 特別利益	2,776千円	677千円	3,453千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	26,641千円	677千円	27,318千円
第3項 特別損失	2,582千円	677千円	3,259千円

第2条 予算第7条本文中「補助金を受ける金額は8,034千円」を「補助金を受ける金額は8,711千円」に改める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇



令和4年度掛川市簡易水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 水道事業収益			19,492	677	20,169
	03 特別利益		2,776	677	3,453
		01 その他特別利益	2,776	677	3,453

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 水道事業費用			26,641	677	27,318
	03 特別損失		2,582	677	3,259
		09 その他特別損失	0	677	677

令和4年度掛川市簡易水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 6,760
	減価償却費	8,972
	固定資産除却費	502
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	0
	長期前受金戻入額	△ 7,111
	受取利息及び受取配当金	0
	支払利息	53
	未収金の増減額(△は増加)	3,565
	未払金の増減額(△は減少)	△ 254
	現金収入を伴わない特別利益	<u>△ 194</u>
	小計	△ 1,227
	利息及び配当金の受取額	0
	利息の支払額	<u>△ 53</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,280
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 3,389
	有形固定資産の売却による収入	0
	国庫補助金等による収入	0
	他会計からの補助金による収入	2,395
	工事負担金による収入	<u>1,364</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	370
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	10,000
	一時借入金返済による支出	△ 10,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	0
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 712</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 712
4	資金増加額(又は減少額)	△ 1,622
5	資金期首残高	<u>19,817</u>
6	資金期末残高	<u><u>18,195</u></u>





令和4年度 掛川市簡易水道事業予定貸借対照表

令和5年3月31日

(単位 円)

科 目	既決予定貸借対照表		補正予定貸借対照表		計	
資産の部						
1 固定資産						
(1) 有形固定資産						
ア 土地		2,830,553		0		2,830,553
イ 建物		221,869		0		221,869
減価償却累計額	△ 97,786	124,083	0	0	△ 97,786	124,083
ウ 構築物		105,154,894		0		105,154,894
減価償却累計額	△ 21,914,926	83,239,968	0	0	△ 21,914,926	83,239,968
エ 機械及び装置		9,491,961		0		9,491,961
減価償却累計額	△ 3,598,411	5,893,550	0	0	△ 3,598,411	5,893,550
オ 量水器		301,850		0		301,850
減価償却累計額	0	301,850	0	0	0	301,850
カ 建設仮勘定		0		0		0
有形固定資産合計		92,390,004		0		92,390,004
固定資産合計		92,390,004		0		92,390,004
2 流動資産						
(1) 現金預金		18,194,977		0		18,194,977
(2) 未収金		536,762		0		536,762
流動資産合計		18,731,739		0		18,731,739
資産合計		111,121,743		0		111,121,743

(単位 円)

科 目	既決予定貸借対照表		補正予定貸借対照表		計	
負債の部						
3 固定負債						
(1) 企業債		249,622		0		249,622
固定負債合計		<u>249,622</u>		<u>0</u>		<u>249,622</u>
4 流動負債						
(1) 企業債		722,110		0		722,110
(2) 未払金		1,910,584		0		1,910,584
流動負債合計		<u>2,632,694</u>		<u>0</u>		<u>2,632,694</u>
5 繰延収益						
(1) 長期前受金						
ア 国庫補助金	5,723,648		0		5,723,648	
収益化累計額	<u>△ 2,995,904</u>	<u>2,727,744</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 2,995,904</u>	<u>2,727,744</u>
イ 県補助金	37,137,798		0		37,137,798	
収益化累計額	<u>△ 8,402,167</u>	<u>28,735,631</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 8,402,167</u>	<u>28,735,631</u>
ウ 工事負担金	23,895,663		0		23,895,663	
収益化累計額	<u>△ 3,079,243</u>	<u>20,816,420</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 3,079,243</u>	<u>20,816,420</u>
エ 他会計補助金	33,046,621		0		33,046,621	
収益化累計額	<u>△ 6,284,873</u>	<u>26,761,748</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 6,284,873</u>	<u>26,761,748</u>
長期前受金合計		<u>79,041,543</u>		<u>0</u>		<u>79,041,543</u>
繰延収益合計		<u>79,041,543</u>		<u>0</u>		<u>79,041,543</u>
負債合計		<u><u>81,923,859</u></u>		<u><u>0</u></u>		<u><u>81,923,859</u></u>
資本の部						
6 資本金						
(1) 資本金		36,583,392		0		36,583,392
資本金合計		<u>36,583,392</u>		<u>0</u>		<u>36,583,392</u>
7 剰余金						
(1) 資本剰余金						
ア 他会計補助金	1,851,353		0		1,851,353	
資本剰余金合計		<u>1,851,353</u>		<u>0</u>		<u>1,851,353</u>
(2) 欠損金						
ア 当年度未処理欠損金	9,236,861		0		9,236,861	
欠損金合計		<u>9,236,861</u>		<u>0</u>		<u>9,236,861</u>
剰余金合計		<u>△7,385,508</u>		<u>0</u>		<u>△7,385,508</u>
資本合計		<u>29,197,884</u>		<u>0</u>		<u>29,197,884</u>
負債資本合計		<u><u>111,121,743</u></u>		<u><u>0</u></u>		<u><u>111,121,743</u></u>

令和4年度掛川市簡易水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 水道事業収益		19,492	677	20,169
03 特別利益		2,776	677	3,453
	01 その他特別利益	2,776	677	3,453

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
01 水道事業費用		26,641	677	27,318
03 特別損失		2,582	677	3,259
	09 その他特別損失	0	677	677

(単位 千円)

内 訳		説 明
節	金 額	
01 その他特別利益	677	3,453 (677増)

(単位 千円)

内 訳		説 明
節	金 額	
73 その他特別損失	677	677 (追加)



令和4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

令和4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和4年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,513,410千円	△203,098千円	2,310,312千円
第2項 営業外収益	1,879,896千円	△203,098千円	1,676,798千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,886,619千円	43,865千円	1,930,484千円
第1項 営業費用	1,619,880千円	49,097千円	1,668,977千円
第2項 営業外費用	266,635千円	△5,232千円	261,403千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額887,976千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額887,970千円」に、「当年度分損益勘定留保資金281,506千円」を「当年度分損益勘定留保資金528,469千円」に、「利益剰余金処分量547,744千円」を「利益剰余金処分量300,775千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	1,255,325千円	△1,406千円	1,253,919千円
第4項 他会計支出金	41,585千円	△1,406千円	40,179千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,143,301千円	△1,412千円	2,141,889千円
第1項 建設改良費	1,111,831千円	△1,418千円	1,110,413千円
第2項 企業債償還金	1,031,470千円	6千円	1,031,476千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	116,464千円	△3,073千円	113,391千円

第4条 予算第10条に定めた補助金の金額「466,731千円」を「509,190千円」に改める。

第5条 予算第11条に定めた当年度利益剰余金の処分量「547,744千円」を「300,775千円」に改める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇





令和4年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

令和4年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和4年度掛川市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 下水道事業収益	334,673千円	26,548千円	361,221千円
第2項 営業外収益	269,370千円	26,548千円	295,918千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	304,227千円	8,370千円	312,597千円
第1項 営業費用	276,812千円	8,569千円	285,381千円
第2項 営業外費用	27,312千円	△199千円	27,113千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額56,687千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額100,042千円」に、「当年度分損益勘定留保資金26,241千円」を「当年度分損益勘定留保資金51,411千円」に、「利益剰余金処分量30,446千円」を「利益剰余金処分量48,631千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	45,151千円	△43,396千円	1,755千円
第2項 他会計支出金	45,111千円	△43,396千円	1,715千円
	支	出	
第1款 資本的支出	101,838千円	△41千円	101,797千円
第1項 企業債償還金	101,838千円	△41千円	101,797千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	7,560千円	122千円	7,682千円

第4条 予算第8条に定めた補助金の金額「127,201千円」を「75,444千円」に改める。

第5条 予算第9条に定めた当年度利益剰余金の処分量「30,446千円」を「48,631千円」に改める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第129号

令和4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）

令和4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 下水道事業収益	222,339千円	89千円	222,428千円
第1項 営業外収益	128,231千円	89千円	128,320千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	212,601千円	91千円	212,692千円
第1項 営業費用	196,586千円	91千円	196,677千円

第2条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	4,511千円	103千円	4,614千円

第3条 予算第9条に定めた補助金の金額「39,921千円」を「40,010千円」に改める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第130号

掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例

(掛川市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の分限に関する条例(平成17年掛川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(降給の種類)</p> <p>第3条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第4条 任命権者は、職員が<u>降任された</u>場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当する場合において、必要があると認めるときは</u>、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第3条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。) <u>並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)</u>とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第4条 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか</u>、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当し、必要があると認める場合は</u>、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）。</u>以下「給与条例」という。）<u>附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する第3条及び第4条の規定の適用については、当分の間、第3条中「とする」とあるのは「並びに掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）附則第16項の規定（以下「60歳に達した職員に対する規定」という。）による降給とする」とする。</u></p> <p>5 <u>第4条の規定は、給与条例附則第16項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>
----------------	---

（掛川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 掛川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年掛川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間につき、給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあつては、別に定めるところにより算出した報酬の額）の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあつては、別に定めるところにより算出した報酬の額）の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。</u><u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>

(掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年掛川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日</p>



間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員  
20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時

間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員  
20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任

<p>間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

(掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>掛川市職員の定年等に関する条例（平成17年掛川市条例第21号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項に規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(5) <u>掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>第2条第1号及び第2号</u>に掲げる職員とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例等</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>第2条第3号を除く各号</u>に掲げる職員とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例等の</p>

の特例)

第17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第4条第2項及び第4項	(略)	(略)
第7条第1項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第18条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)
第23条第1項	(略)	(略)
第23条第4項	第2項	掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号。以下「育児休業条例」という。）第17条
(略)		

2 育児短時間勤務職員についての掛川市職員の特種勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号。以下「特種勤務手当条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特種勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占</u>	(略)
------	--	-----

特例)

第17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第4条第2項及び第4項	(略)	(略)
第18条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
第23条第1項	(略)	(略)
(略)		

2 育児短時間勤務職員についての掛川市職員の特種勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号。以下「特種勤務手当条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特種勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>	(略)
------	---	-----

めるもの

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第18条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)
(略)		
第30条第2項	再任用職員	(略)
第39条	再任用短時間勤務職員	(略)

2 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	(略)
------	--	-----

附 則

1～4 (略)

めるもの

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第18条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
(略)		
第30条第2項	定年前再任用短時間勤務職	(略)
第39条	定年前再任用短時間勤務職員	(略)

2 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員	(略)
------	--	-----

附 則

1～4 (略)

(給与条例附則第16項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

5 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第16項の規定の適用については、これらの規

定中「とする」とあるのは、「に、勤務時間  
 条例第3条第2項の規定により定められた当  
 該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤  
 務時間で除して得た数を乗じて得た額とす  
 る」とする。

(掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年掛川市条例第27号）の一部を次の  
 ように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつて  
 は「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分  
 に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次          に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律に          より任期を定めて任用される職員</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次          に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律に          より任期を定めて任用される職員<u>(法第22          条の4第1項又は第22条の5第1項若しく          は第2項の規定により採用された職員を除          く。)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 掛川市職員の定年等に関する条例（平成          17年掛川市条例第21号）第9条各項の規定          により異動期間（これらの規定により延長          された期間を含む。）を延長された管理監督          職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

(掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年掛川市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(再任用短時間勤務職員への支給額の特例)</p> <p>第13条 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>に支給される特殊勤務手当(その額が月額をもって定められているものに限る。)の額は、前条及び別表の規定にかかわらず、同条及び同表の規定で定める特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、規則で定める。</p>	<p style="text-align: center;">(定年前再任用短時間勤務職員への支給額の特例)</p> <p>第13条 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に支給される特殊勤務手当(その額が月額をもって定められているものに限る。)</u>の額は、前条及び別表の規定にかかわらず、同条及び同表の規定で定める特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、規則で定める。</p>

(掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年掛川市条例第178号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>再任用職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条、第7条及び第18条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項</u>、育児休業法第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条、第7条及び第18条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>

(掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年掛川市条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び<u>同法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び<u>同法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に</p>

係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11) (略)

係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11) (略)

(掛川市定年退職者等の再任用に関する条例の廃止)

第9条 掛川市定年退職者等の再任用に関する条例（平成17年掛川市条例第19号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員の取扱い)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「新地方公務員法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。第6項において同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第3条の規定による改正後の掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第13条第1項第1号の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員とみなして、第5条の規定による改正後の掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員とみなして、第6条の規定による改正後の掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例第13条の規定を適用する。

6 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項及び第23条第1項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「もの及び」とあるのは「もの並びに」と、「占めるもの」とあるのは「占めるもの及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員であるもの」と、第23条第1項中「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」とあるのは「第22条の4第



1 項又は第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

7 暫定再任用短時間勤務職員に対する第8条の規定による改正後の掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定の適用については、同条中「占める職員及び」とあるのは、「占める職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員並びに」とする。



議案第131号

掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

## 掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認等)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が第3項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年掛川市条例第21号）第3条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位として行うものとする。

3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号。以下「給与条例」という。）第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並びに市長が定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員についての給与条例第18条第2項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年掛川市条例第 号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員」とする。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を掛川市職員の退職手当に関する条例（平成17年掛川市条例第40号）第11条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年掛川市条例第 号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び掛川市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第132号

掛川市職員の定年等に関する条例の一部改正について

掛川市職員の定年等に関する条例（平成17年掛川市条例第21号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の定年等に関する条例（平成17年掛川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
	目次
	<u>第1章 総則（第1条）</u>
	<u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u>
	<u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u>
	<u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u>
	<u>第5章 雑則（第14条）</u>
	附則
	<u>第1章 総則</u>
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
（定年による退職）	（定年による退職）
第2条 （略）	第2条 （略）
（定年）	（定年）
第3条 職員の定年は、 <u>年齢60年</u> とする。	第3条 職員の定年は、 <u>年齢65年</u> とする。
（定年による退職の特例）	（定年による退職の特例）
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌</u>	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係</u>



日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、掛川市職員の給与に関する条例(平成17年掛川市条例第37号)第12条第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及

び第10条において「降任等」という。)をし  
ようとする職の属する職制上の段階の標準  
的な職に係る法第15条の2第1項第5号に  
規定する標準職務遂行能力(次条第3項に  
おいて「標準職務遂行能力」という。)及び  
当該降任等をしようとする職についての適  
性を有すると認められる職に、降任等をす  
ること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上  
で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤  
務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理  
監督職のうちできる限り上位の職制上の段  
階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際  
に、当該職員が占めていた管理監督職が属  
する職制上の段階より上位の職制上の段階  
に属する管理監督職を占める職員(以下こ  
の号において「上位職職員」という。)の他  
の職への降任等もする場合には、第1号に  
掲げる基準に従った上での状況その他の事  
情を考慮してやむを得ないと認められる場  
合を除き、上位職職員の降任等をした職が  
属する職制上の段階と同じ職制上の段階又  
は当該職制上の段階より下位の職制上の段  
階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び  
管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべ  
き管理監督職を占める職員について、次に掲  
げる事由があると認めるときは、当該職員が  
占める管理監督職に係る異動期間(当該管理  
監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達し  
た日の翌日から同日以後における最初の4月  
1日までの間をいう。以下この章において同  
じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えな  
い期間内(当該期間内に定年退職日がある職  
員にあっては、当該異動期間の末日の翌日か  
ら定年退職日までの期間内。第3項において  
同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当  
該管理監督職を占める職員に、当該管理監督

職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員への職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員への職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員への職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属

する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める一部事務組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の掛川市職員の定年等に関する条例（平成17年掛川市条例第21号）（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の掛川市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以



下同じ。) (施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の

翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（この条第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、その他の規則で定める一部事務組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、その他の規則で定める一部事務組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置

されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、その他の規則で定める一部事務組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、その他の規則で定める一部事務組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する

基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第2項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。



議案第133号

掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

掛川市職員の退職手当に関する条例（平成17年掛川市条例第40号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の退職手当に関する条例（平成17年掛川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（退職手当の支給）</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項及び第6条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（退職手当の支給）</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第6条第1項第4号及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（<u>第19条の2第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。</u>以下この項及び第10条の4第4項において「<u>自己都合等退職者</u>」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定め</p>



(1)～(3) (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 (略)

る割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(4) 第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 (略)

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分に当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任

2 (略)

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 (略)

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第13条の2第4項、第14条第3項又は第22条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第14条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第11条第5

期を終えて退職した者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 (略)

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 (略)

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第11条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第19条の2第1項若しくは第20条の2第1

項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)～(19) (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第6条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて定年退職日(掛川市職員の定年等に関する条例(平成17年掛川市条例第21号)第2条に規定する定年退職日をいう。)から1年前までに退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを含む。)であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	(略)	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と

項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第15条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給をうけなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第11条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)～(19) (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第5条第1項第4号及び第6条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項及び第6条第1項	(略)	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と

		年 数 1 年につき <u>100</u> 分の 2 を乗じて得 た額の合計額			の差に相当する年 数 1 年につき <u>100</u> 分の 3 (退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数が 1 年で ある職員にあって は、 <u>100</u> 分の 2 ) を乗じて得た額の 合計額
第 6 条の 2 第 1 項 第 1 号	(略)	並びに特定減額前 給料月額及び特定 減額前給料月額に 退職の日において 定められているそ の者に係る定年と 退職の日における その者の年齢との 差に相当する年数 1 年につき <u>100</u> 分 の 2 を乗じて得た 額の合計額	第 6 条の 2 第 1 項 第 1 号	(略)	並びに特定減額前 給料月額及び特定 減額前給料月額に 退職の日において 定められているそ の者に係る定年と 退職の日における その者の年齢との 差に相当する年数 1 年につき <u>100</u> 分 の 3 (退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数が 1 年で ある職員にあって は、 <u>100</u> 分の 2 ) を乗じて得た額の 合計額
第 6 条の 2 第 1 項 第 2 号	(略)	退職日給料月額及 び退職日給料月額 に退職の日におい て定められている その者に係る定年 と退職の日におけ るその者の年齢と の差に相当する年 数 1 年につき <u>100</u> 分の 2 を乗じて得 た額の合計額に、	第 6 条の 2 第 1 項 第 2 号	(略)	退職日給料月額及 び退職日給料月額 に退職の日におい て定められている その者に係る定年 と退職の日におけ るその者の年齢と の差に相当する年 数 1 年につき <u>100</u> 分の 3 (退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数が 1 年で ある職員にあって は、 <u>100</u> 分の 2 ) を乗じて得た額の

(略)
-----

(略)	合計額に、
-----	-------

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第8項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3) 募集の期間

(4) 募集の対象となるべき職員の範囲

(5) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(6) 第6項の規定による応募又は応募の取下げに係る手続

(7) 第9項の規定による通知の予定時期

(8) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(9) その他任命権者が必要と認める事項

3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

4 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

5 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

6 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第13項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) 第2項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第8項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

7 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

8 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。

(1) 応募が募集実施要項又は第6項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当る行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

9 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

10 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

11 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第13項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

12 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、



直ちに、市規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

13 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第19条の2第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第22条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第10項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第6項の規定により応募を取り下げたとき。

（退職の理由の記録）

第9条 任命権者は、第5条第1項及び第6条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第10条の3 第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	(略)	

（勸奨の要件）

第9条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、市長が規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

第10条の3 第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	(略)	

	(略)	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
	(略)	
第10条の2	(略)	
第10条の2第1号	(略)	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額

	(略)	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額
	(略)	
第10条の2	(略)	
第10条の2第1号	(略)	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額

第10条の 2第2号	(略)	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
	(略)	
	(略)	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
(略)		

第10条の 2第2号	(略)	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額
	(略)	
	(略)	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額
(略)		

(退職手当の調整額)

第10条の4 (略)

2・3 (略)

4 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

5 (略)

(勤続期間の計算)

第11条 (略)

2 (略)

3 職員が退職した場合 (第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4～9 (略)

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第13条の2 (略)

2・3 (略)

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一

(退職手当の調整額)

第10条の4 (略)

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 (略)

(勤続期間の計算)

第11条 (略)

2 (略)

3 職員が退職した場合 (第19条の2第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4～9 (略)

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第13条の2 (略)

2・3 (略)

一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 (略)

7 (略)

(退職手当の支給制限)

第14条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職又はこれに準ずる退職をした者

(3) 地方公務員法第37条第2項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

(失業者の退職手当)

第16条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、

4 (略)

5 (略)

第14条 削除

(失業者の退職手当)

第16条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、

当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」)という。)の額

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申し込みはしないことを希望する場合において規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは、「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とある

当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申し込みはしないことを希望する場合において規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは、「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とある

のは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者  
同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取り扱い)

第19条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続による

のは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものをして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算出される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

5～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者  
同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(定義)

第19条 本条から第21条の4までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ものを除く。以下同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第16条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第21条の4までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し、懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）



第19条の2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払いを受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を掛川市公告式条例（平成17年掛川市条例第3号）に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示をした日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

（退職手当の支給の一時差止め）

第20条 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給すること

が、公務に対する住民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し、一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在がしれないときは、通知すべき内容を掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、起訴をされることなくその者の退職の日か

らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合

ら起算して一年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 一時差止処分を受けた者に対する第16条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

8 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

9 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した証明書を交付しなければならない。

(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第16条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の額の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第16条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは当該一般の退職手当等の額から既

10 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も同様とする。

11 前各項に定めるもののほか、第2項の書面及び第9項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

に支払を受けた同条の規定による退職手当等の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第20条の2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条の2第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をし

た者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第19条の2第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 掛川市行政手続条例（平成17年掛川市条例第17号）第3章第2節の規定は前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第19条の2第2項及び第3項の規定は第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第21条 退職した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第19条の2第1項に規定

（退職手当の返納）

第21条 退職した者に対し、一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に

掲げる額を返納させることができる。ただし、第16条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

- (1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であった場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の全額

する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条の3において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条の3において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第16条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。

5 掛川市行政手続条例第3章第2節の規定は前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第19条の2第2項の規定は第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第21条の2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し、当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第19条の2第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第19条の2第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 掛川市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条の3 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に



第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第5項又は前条第3項において準用する掛川市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一

部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時

間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第19条の2第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第19条の2第2項並びに第21条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 掛川市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第21条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会）

第21条の4 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、退職手当審査会を置く。

2 退職手当管理機関は、第20条の2第1項第3号若しくは第2項、第21条第1項、第21条

の2第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

3 退職手当審査会は、第20条の2第2項、第21条の2第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認めるものにその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第22条 職員が退職した場合（第19条の2第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等

（職員以外の地方公務員等となった者の取扱い）

第22条 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 職員が第13条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

#### 附 則

1・2 (略)

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条まで及び附則第13項から第20項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第10条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2及び附則第15項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条又は附則第14項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～11 (略)

12 令和7年3月31日以前に退職した職員に対

#### 附 則

1・2 (略)

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第10条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～11 (略)

12 令和4年3月31日以前に退職した職員に対

する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

13 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「第6条又は附則第13項」とする。

14 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同

条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第14項」とする

15 職員の給与に関する条例附則第16項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

16 当分の間、第5条第1項第4号並びに第6条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げるものに対する第7条本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第7条の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

17 当分の間、第5条第1項第4号並びに第6条第1項第3号、第6号、第7号に掲げる者に対する第7条及び第10条の規定の適用については、第7条本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の2の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

18 当分の間、第5条第1項第4号及び第6条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第7条の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第7条本文及

び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、第7条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ「60歳」とする。

19 当分の間、第6条第1項第2及び第4号に掲げる者であって附則第17項に規定する者が60歳に達する日前に退職したときにおける第7条及び第10条の3の規定の適用については、第7条の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって60歳に達した日以後に退職したときにおける第7条及び第10条の3の規定の適用については、第10条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「新地方公務員法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対する改正後の掛川市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「新地方公務員法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。



議案第134号

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第135号

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例

(掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>

(掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。



(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第136号

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第137号

掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例(平成17年掛川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)、12月に支給する</u></p>



3～5 (略)	<u>場合においては100分の50 (特定管理職員に あつては、100分の60) を乗じて得た額の総 額</u> 3～5 (略)
---------	---

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級  号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
再任 用職 員以 外の 職員	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300

37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200		

	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200		
	94		294,900	342,600		393,300	412,500		
	95		295,200	343,100		393,600	412,800		
	96		295,600	343,500		393,800	413,000		
	97		295,800	343,700		394,000	413,200		
	98		296,100	344,100		394,300			
	99		296,500	344,500		394,600			
	100		296,900	344,800		394,800			
	101		297,100	345,100		395,000			
	102		297,400	345,500		395,300			
	103		297,800	345,900		395,600			
	104		298,100	346,300		395,800			
	105		298,300	346,800		396,000			
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、<u>同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第7条 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは<u>第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>2 <u>再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u></p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、<u>次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超え、60歳までの者 同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>(2) <u>60歳を超える者 同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3号給)」とあるのは、「0号給」とする。</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第7条 地方公務員法第28条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>

(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第18条 (略)

(1)～(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に市長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(時間外勤務手当)

第23条 (略)

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務する

(通勤手当)

第18条 (略)

(1)～(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に市長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(時間外勤務手当)

第23条 (略)

(1)・(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務する

ことを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6（略）

（特定の職員についての適用除外）

第30条（略）

2 第13条から第15条まで及び第17条の規定は、再任用職員には適用しない。

（期末手当）

第31条（略）

2（略）

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6（略）

（勤勉手当）

第34条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

ことを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6（略）

（特定の職員についての適用除外）

第30条（略）

2 第4条、第13条から第15条まで及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（期末手当）

第31条（略）

2（略）

(1)～(4)（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6（略）

（勤勉手当）

第34条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）、12月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）、12月に支給する場合においては100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

1～15 （略）

務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

1～15 （略）

16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項及び第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項及び同条第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 掛川市職員の定年等に関する条例（平成

17年掛川市条例第21号以下「定年条例」という。)第9条第1項又は第2項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項に規定する管理監督職を占める職員

18 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項に及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第20項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところによ



り、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員のうち給料月額のほか規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第18項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第31条第5項（第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料の額との合計額」とする。

23 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 389,900

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の掛川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

- 4 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「新地方公務員法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する級に応じた額とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年4月1日掛川市条例第25号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第30条第2項の規定を適用する。

- 8 改正後の条例第34条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任

用職員」という。) 」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 改正後の条例第4条、第13条から第15条まで、第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

10 掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年掛川市条例第8条)の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(給料表改定の効力発生時期の特例)

2 第3条第1項の規定により行政職給料表の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の給料及び報酬についての当該改定の効力は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日(当該条例の施行の日が4月1日であるときは、その日)から生ずるものとする。



議案第138号

掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																																				
<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績</p>	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	2	(略)	3	(略)	4	(略)	5	(略)	6	(略)	7	(略)	<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	(略)	3	(略)	4	(略)	5	(略)	6	(略)	7	(略)
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>375,000</u>																																				
2	(略)																																				
3	(略)																																				
4	(略)																																				
5	(略)																																				
6	(略)																																				
7	(略)																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>376,000</u>																																				
2	(略)																																				
3	(略)																																				
4	(略)																																				
5	(略)																																				
6	(略)																																				
7	(略)																																				

手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。

（掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「<u>、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「<u>及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給</p>

与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。

第10条（略）

2・3（略）

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第4条第1項、第18条第2項第2号、第23条第2項及び第3項並びに第39条の規定の適用については、給与条例第4条第1項中「職務の級及び号給」とあるのは「職務の級」と、給与条例第18条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第23条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、同条第3項中「規則で定める時間」とあるのは「任期付短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間」と、給与条例第39条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

5（略）

与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

第10条（略）

2・3（略）

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第4条第1項、第18条第2項第2号、第23条第2項及び第3項並びに第39条の規定の適用については、給与条例第4条第1項中「職務の級及び号給」とあるのは「職務の級」と、給与条例第18条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第23条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、同条第3項中「規則で定める時間」とあるのは「任期付短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間」とする。

5（略）

附 則

（施行期日等）



- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の掛川市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。



議案第139号

掛川市税条例の一部改正について

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市税条例の一部を改正する条例

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（市民税の減免）</p> <p>第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">（種別割の減免）</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（市民税の減免）</p> <p>第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者</u></p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限（前項第8号に該当する者にあつては、市長が別に定める日）</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">（種別割の減免）</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、前年度において前項の規定により減免の対象となった軽自動車等について、当該年度においても引き続き減免すべき事由に変更のないものについては、当該申請書の提出があつたものとなす。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p>

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第100条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第100条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前年度において前項第1号の規定により減免の対象となった軽自動車等について、当該年度においても引き続き減免すべき事由に変更のないものについては、当該申請書の提出があつたものとみなす。

(1)～(6) (略)

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市税条例第99条第2項及び第100条第2項の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



議案第140号

掛川市介護保険条例の一部改正について

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（保険料の減額又は免除）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（保険料の減額又は免除）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日 <u>（前条第1項第1号に該当する場合には、市長が別に定める日）</u> までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日 <u>（前条第1項第1号に該当する場合には、市長が別に定める日）</u> までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第141号

市道掛川高瀬線道路改良工事変更請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、市道掛川高瀬線道路改良工事について、次のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 契約の目的 市道掛川高瀬線道路改良工事
- 2 契約金額 金 11,143,000円（減額）  
（変更後の契約金額 金 591,437,000円）
- 3 契約の相手方  
住所 掛川市板沢496番地の5  
  
商号 松下・掛土特定建設工事共同企業体  
  
代表者 株式会社 松下組  
代表取締役 松下 進一

(参考資料)

- 1 工 事 名 市道掛川高瀬線道路改良工事
  
- 2 工事の概要 内容 道路改良工事  
規模 施工延長 1,112.6m  
土工 31,200m<sup>3</sup>  
舗装工 11,550m<sup>2</sup>
  
- 3 変 更 内 容 仮設工法の変更及び舗装工法の変更等により、効率的な施工が可能になり、交通誘導員を減工したため。
  
- 4 工 事 箇 所 掛川市板沢 地内
  
- 5 工 期 契約日から令和5年3月20日まで

議案第142号

字の区域の変更について（板沢地区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日から字の区域を次のとおり変更する。

1 大字板沢字牛ヶ谷に編入する区域

字板沢山2051の145、2051の996から2051の998まで、2051の1012から2051の1015まで、2051の1021から2051の1030まで、2051の1445、2051の1447、2051の1469、2051の1508、2051の1561、2051の1580、2051の1901

2 大字板沢字城山下に編入する区域

字板沢山2051の1010、2051の1011、2051の1425から2051の1428まで、2051の1433、2051の1439、2051の1440、2051の1479、2051の1484、2051の1589

3 大字板沢字年中谷に編入する区域

字板沢山2051の1016、2051の1017、2051の1099、2051の1470から2051の1474まで、2051の1491、2051の1492、2051の1564、2051の1570から2051の1572まで、2051の1574から2051の1577まで、2051の1593、2051の1903、2051の1904、2051の1914

4 大字板沢字岩ヶ沢に編入する区域

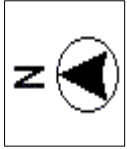
字板沢山2051の1020、2051の1441、2051の1448、2051の1449、2051の1475、2051の1485、2051の1565、2051の1566、2051の1568、2051の1569、2051の1587、2051の1588

5 大字板沢字野田打に編入する区域

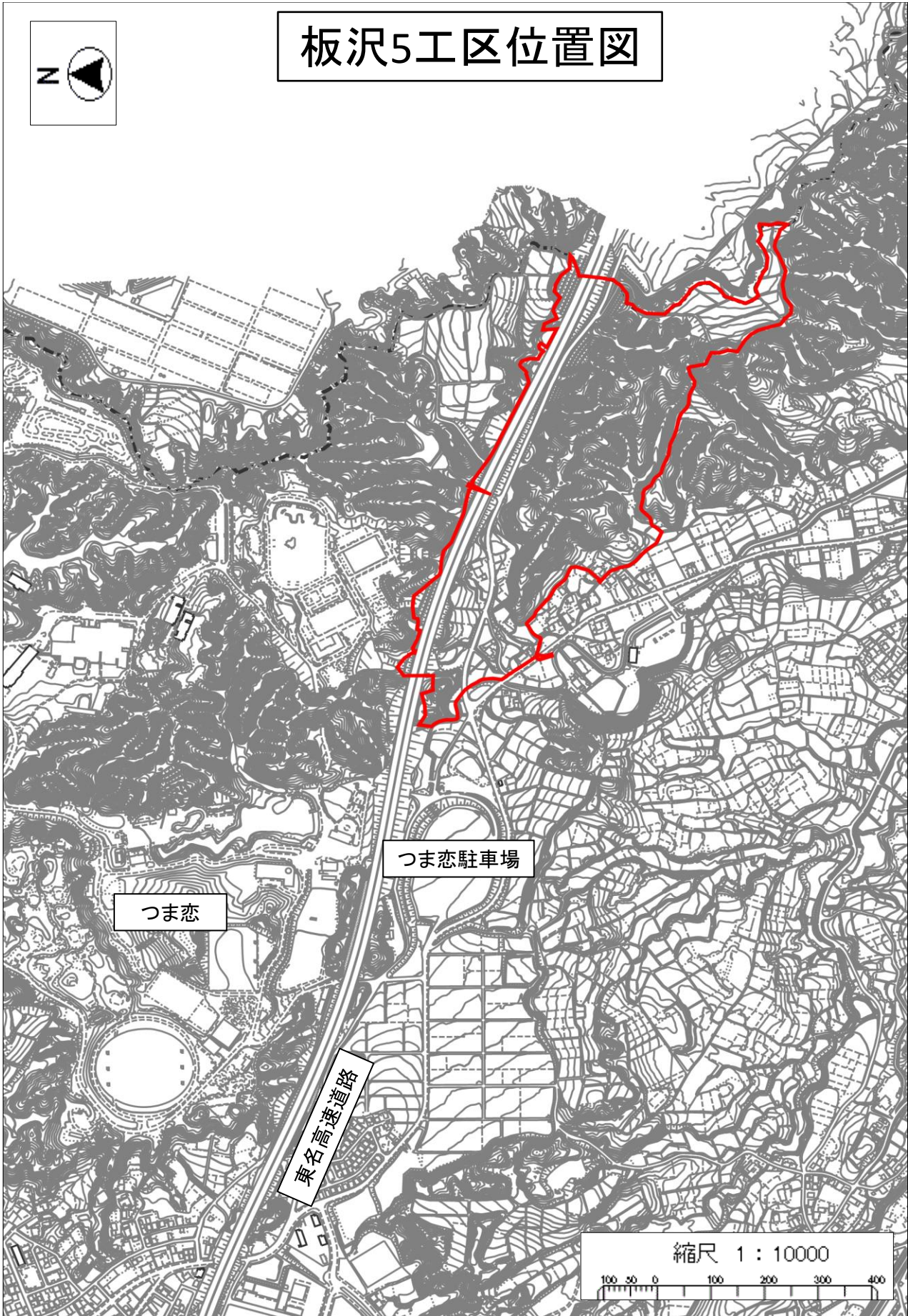
字板沢山2051の1142、2051の1493から2051の1496まで、2051の1518から2051の1520まで、2051の1599、2051の1888から2051の1890まで、2051の1902、2051の1915

令和4年11月16日提出

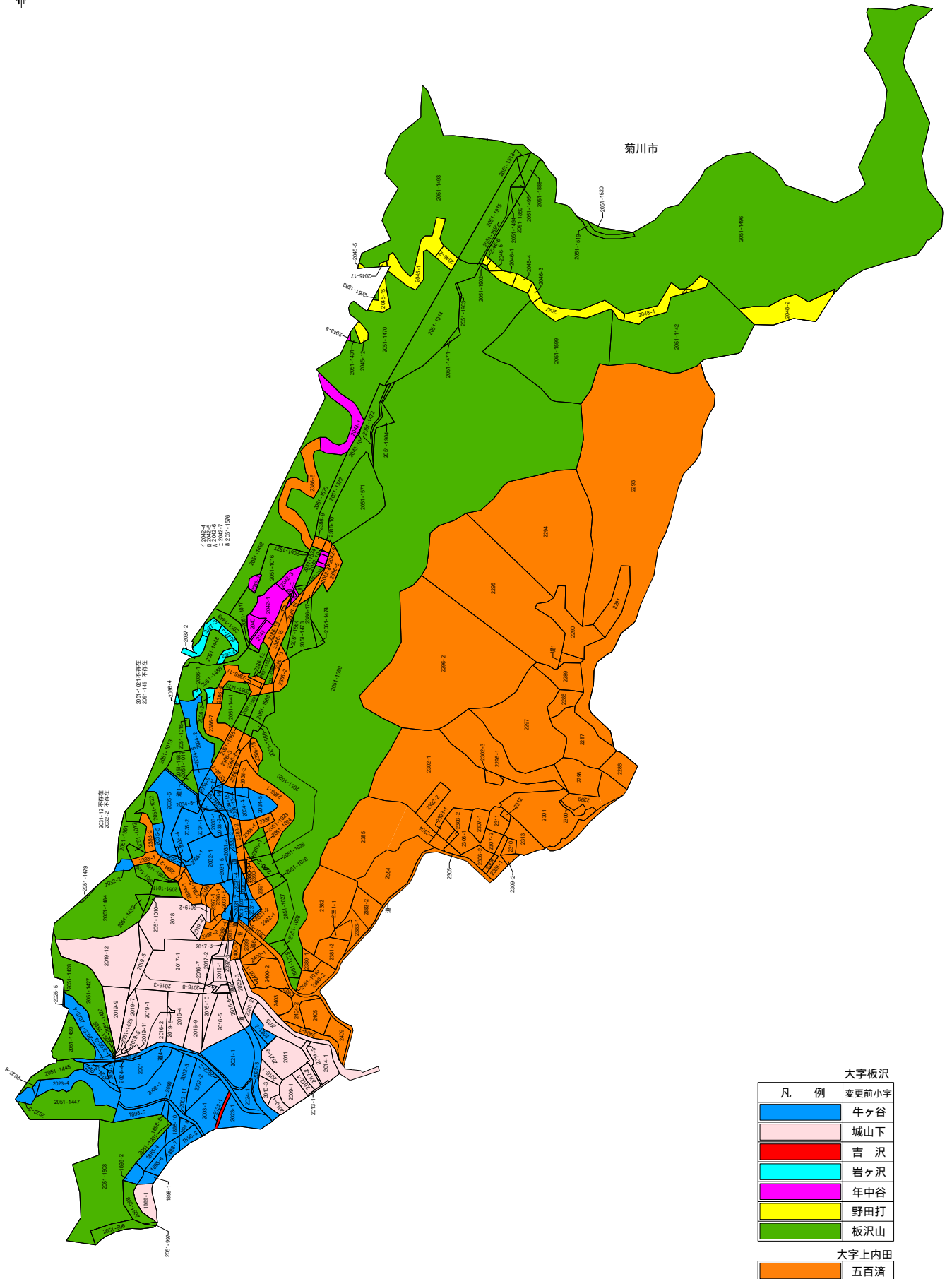
掛川市長 久保田 崇



# 板沢5工区位置図



字界変更図（変更前）  
大字板沢・大字上内田





議案第143号

字の区域の変更について（高瀬地区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営経営体育成基盤整備事業 大井川用水佐東地区貝ヶ沢工区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更する。

1 大字高瀬字徳井寺に編入する区域

大字高瀬字極楽1145の1の一部

2 大字高瀬字極楽に編入する区域

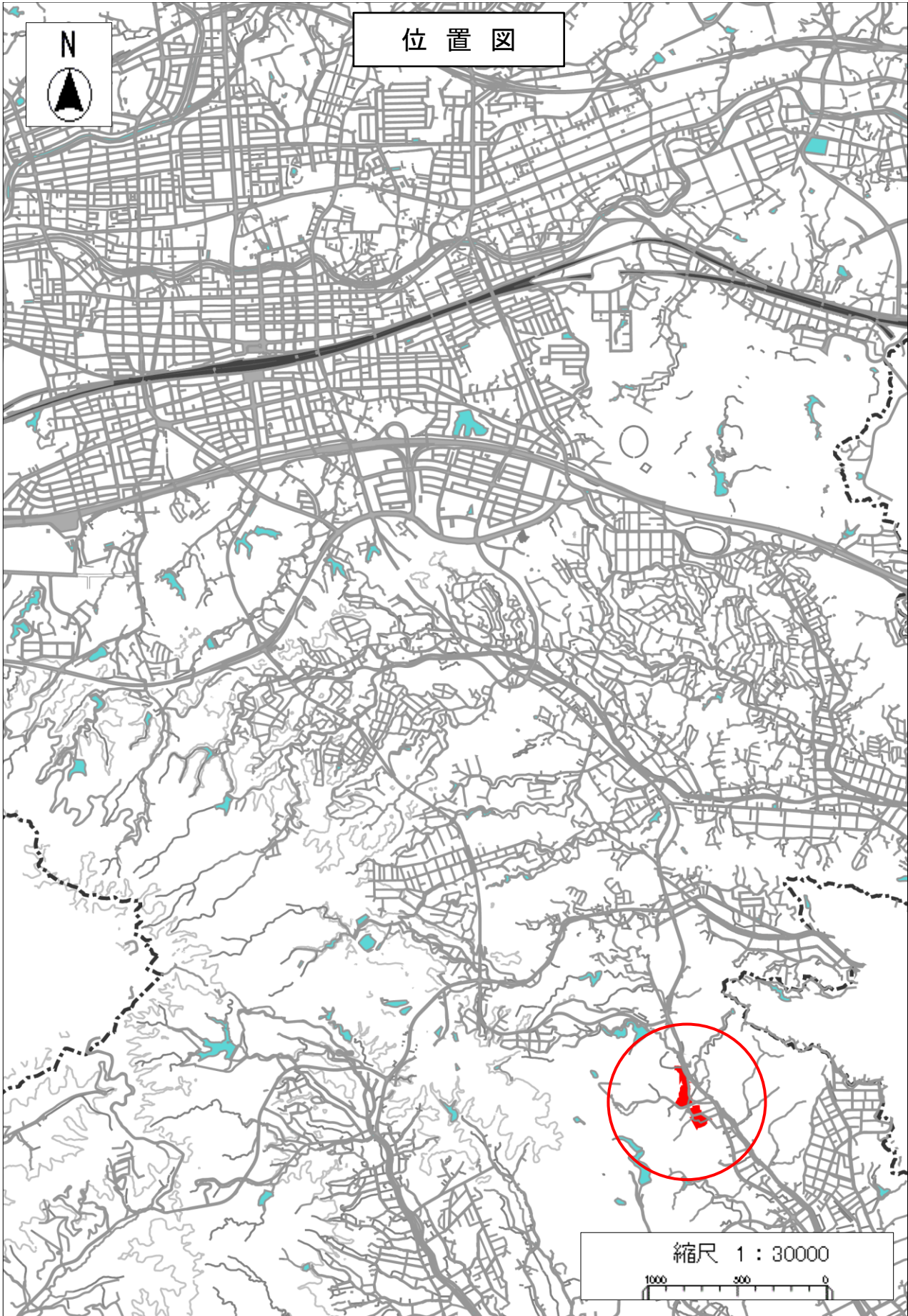
大字高瀬字徳井寺1137の2、1143の1の一部、字大日1185の2、1186の2、1186の6、1186の8、字大日前1161の61

3 大字高瀬字大日前に編入する区域

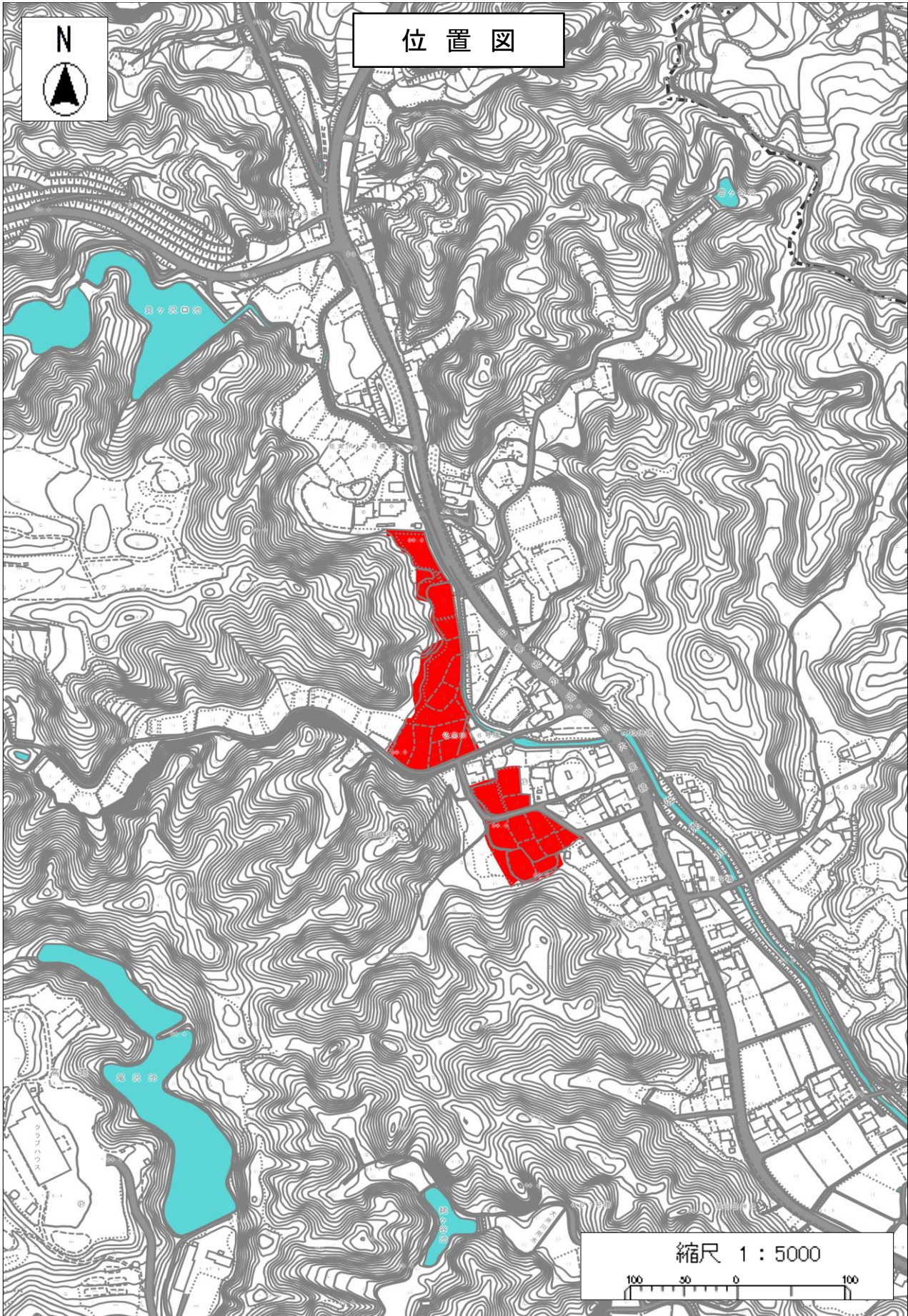
大字高瀬字舞台1229の19

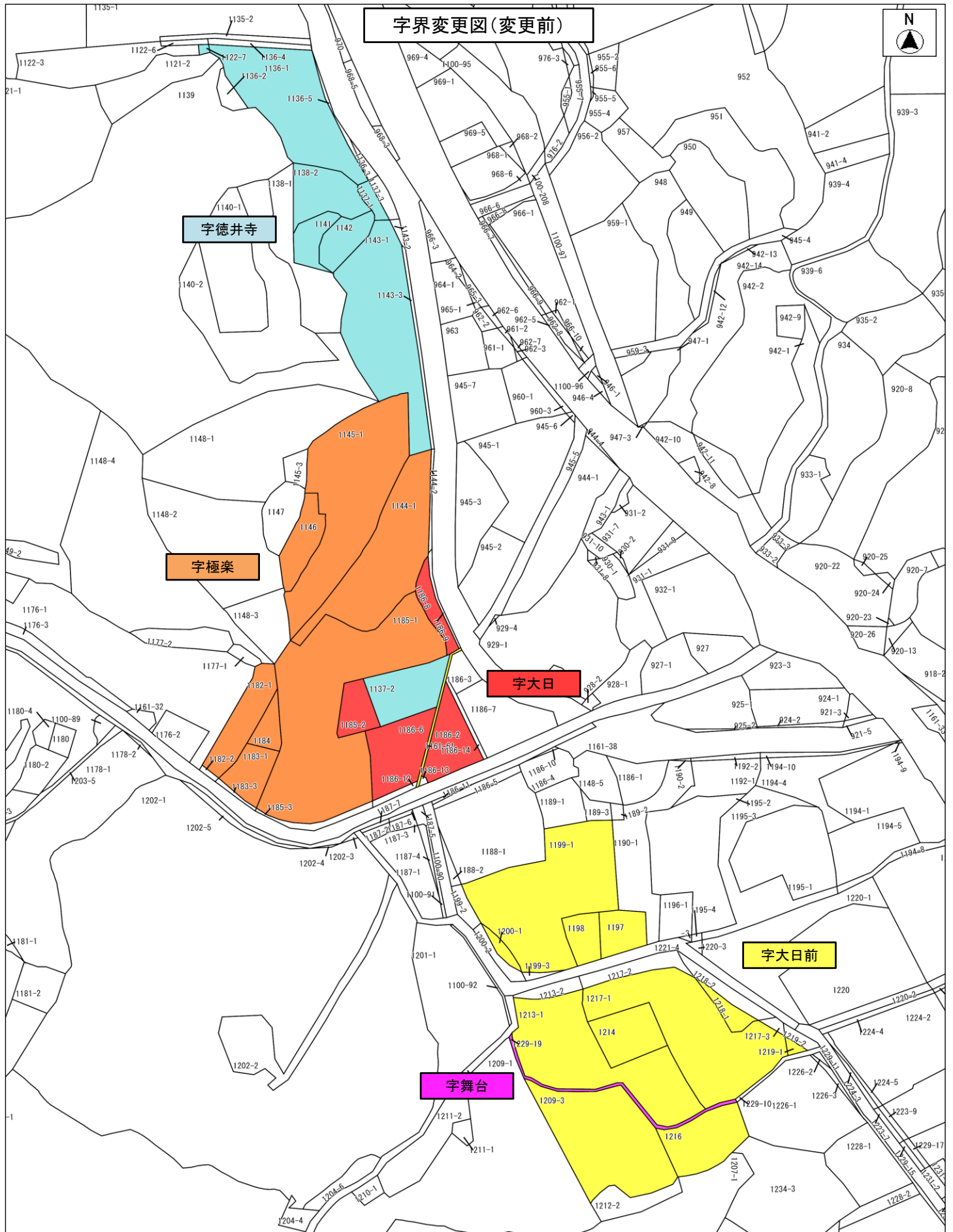
令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇









字界変更図(変更前)

字徳井寺

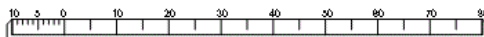
字極楽

字大日

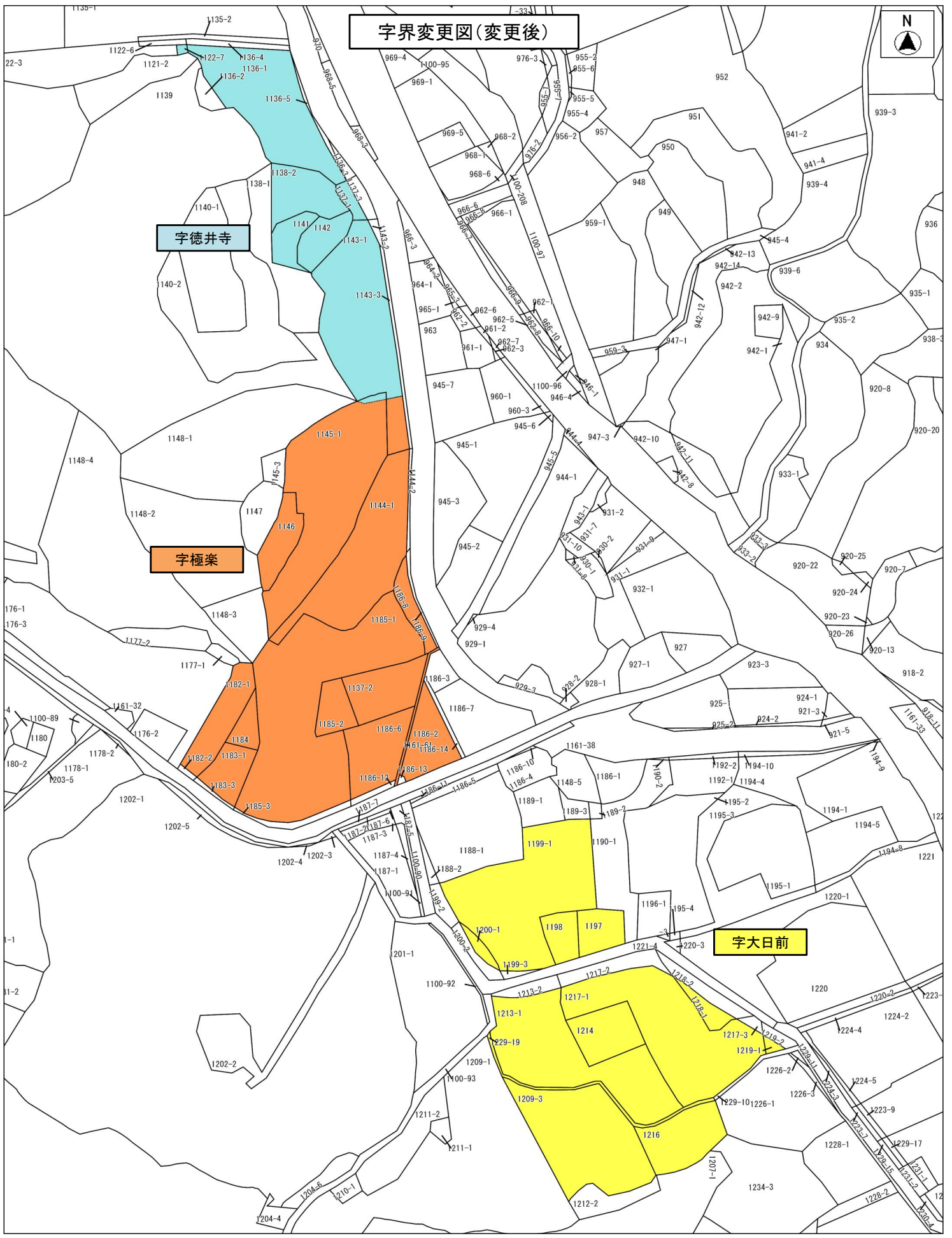
字大日前

字舞台

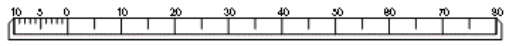
縮尺 1 : 1000



字界変更図(変更後)



縮尺 1 : 1000





議案第144号

公の施設の指定管理者の指定について（22世紀の丘公園）

掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）第25条第2項の規定により、22世紀の丘公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月16日提出

掛川市長 久保田 崇

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
22世紀の丘公園	浜松市中区常盤町132番地 地の18	中部ビル保善株式会社 代表取締役 石井宏司	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで

